

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月25日 07時25分ごろ
発生場所	香川県丸亀市手島北方沖 小手島港4号防波堤灯台から真方位001° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 25.3′ 東経133° 39.3′)
事故の概要	漁船数希丸は、揚網しながら東進中、揚錨作業の準備をしていた油タンカー第八十二英山丸に衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月20日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第八十二英山丸、3,811トン 141334、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、愛媛商船株式会社、山本汽船株式会社（A社） B 漁船 数希丸、4.0トン OY3-21278（漁船登録番号）、個人所有 第271-38148号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船側部外板に擦過傷、オーニングの支柱等に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約1.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長Aほか12人が乗り組み、船長Aが建網が設置された区域内であることを知らず、船首を北東方に向けて錨泊していた。 船長Aは、B船が揚網しながら接近してきたので、船長Bに対し、間もなく抜錨する旨を伝えた後、揚錨作業の準備をした。 A船は、抜錨して岡山県倉敷市水島港に向かった。 船長Aは、水島港に向かっている途中で海上保安庁から連絡を受け、B船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、建網を西から東に向けて揚網していた。 B船は、A船の左舷船尾方至近となって機関を中立運転とした際、船長Bが、船長Aから間もなく抜錨する旨を伝えられたので、A船が間もなく移動すると思い、船首部の巻取りローラを使用し、揚網作業を続けていたところ、その右舷船首部がA船に衝突した。 船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

<p>分析</p>	<p>A船は、船長Aが船長Bに対して間もなく抜錨する旨を伝えた後、揚錨作業の準備をしていたところ、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、揚網しながら東進中、船長Bが、間もなくA船が移動すると思い、揚錨作業の準備をしていたA船に向かう態勢で揚網作業を続けたことから、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、手島北方沖において、B船が、揚網しながら東進中、船長Bが、間もなくA船が移動すると思い、揚錨作業の準備をしていたA船に向かう態勢で揚網作業を続けたため、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具設置場所に障害となる船舶が錨泊していた場合、その船舶が移動することが分かっていたとしても、確実に移動するまで作業を中断して待つこと。